

住居確保給付金 のご案内

一定の要件を満たす方に対する
住まいの確保※を目的とした給付金です。

※転居先の住まい探しは、各自でお願いします。

就職活動を支えるための 家賃の補助

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いに
お悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを
要件として、家賃額の一部を補助します。

※自営業の方で就労による増収を図ることが難しい場合は、
経営改善に向け活動するため、経営相談先で支援を受け
ていただきます。

家計の立て直しのための 転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃を支払い続けることが
困難な方に対し、家計改善の相談をしながら、転居
することで家計が改善すると認められることを要
件として転居費用の一部を補助します。



住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に基づく給付金です。
支給要件などの詳細は裏面をご確認ください。



家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方
- ②自分の責任ではない解雇や会社の倒産などの理由で、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産が以下①と②に当てはまること。

①収入が、基準額+家賃額より少ない

【単身世帯】:基準額8.1万円に

家賃額(3.2万円が上限)を加算した額以下

【2人世帯】:基準額12.3万円に

家賃額(3.8万円が上限)を加算した額以下

【3人世帯】:基準額15.7万円

家賃額(4.2万円が上限)を加算した額以下

②資産(預貯金・手持ち金)の合計が、基準額の6倍(その額が100万円を超える場合は100万円)以下(※)

※単身世帯48.6万円、

2人世帯73.8万円、3人世帯94.2万円

○ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行うこと。(自営業の方などは、経営の改善に取り組むことで可となる場合もあります)

支給額・支給期間

家賃額を支給します(上限があります)。支給期間は原則3か月です(最長9か月)。

原則として住宅の貸主等の口座に自治体が直接振込みます。

転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方です。

対象者の例

○配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方

※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すれば対象になる可能性があります(転居先の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど)。

支給の要件

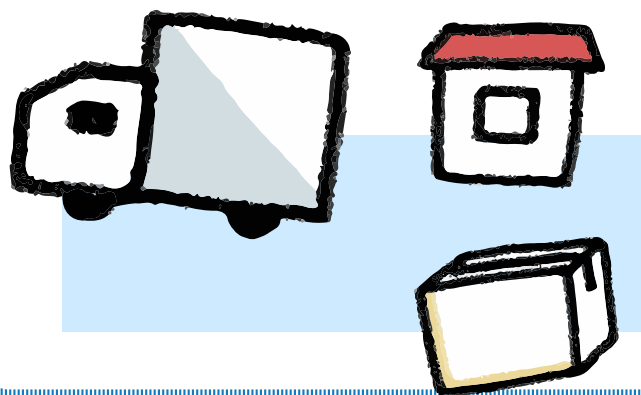
主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産の要件は左記の家賃の補助と同様。

○家計改善の相談をしながら、転居することで家計が改善すると認められること。

支給額・支給対象

転居に要する費用(家財の運搬費用・初期費用[礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料等])を支給します。ただし上限や補助対象外(敷金・前家賃等)となる経費もあります。



お問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所別館1階
松山市福祉・子育て相談窓口(自立相談支援窓口)

TEL: 089-948-6875